

平成25年度
第3回熊本市大規模小売店舗立地協議会
〈資料〉

〈委員名簿〉

- 平成25年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿 …… 1

〈議事1〉「ダイレックス熊本店」に対する意見について

- ◎(資料1)市の意見案と考え方 …… 2~7
○(資料2)店舗位置図(広域図) …… 8
○(資料3)建物配置図(変更前・後) …… 9
○(資料4)騒音予測地点 …… 11
○(資料5)広告塔照明配置図 …… 12
○(資料6)緑地計画図 …… 13

〈参考〉

- 大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ …… 14

平成25年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿（兼出席者名簿）

No.	団体名等	所属・役職	氏名	出席者	備考
1	熊本市	農水商工局 次長	原山 明博	本人	
2	熊本大学	名誉教授 理学博士	内野 明德	本人	学識経験者
3	熊本学園大学	経済学部 教授	荒井 勝彦	本人	学識経験者
4	熊本高等専門学校	建築社会デザイン工学科 教授	磯田 節子	本人	学識経験者
5	熊本県	商工振興金融課長	伊藤 英典	本人	
6		警察本部交通規制課長	安武 秀則	西垣係長	代理出席
7	熊本市	危機管理防災総室長	入江 常治	本人	
8		市民協働課長	和田 仁	本人	
9		青少年育成課長	伊東 一成		欠席
10		環境政策課長	森 博之	本人	
11		緑保全課長	吉本 博生	堀尾係長	代理出席
12		水保全課長	山本 光洋	甲斐課長補佐	代理出席
13		ごみ減量推進課長	川口 宏治	本人	
14		商工振興課長（所管課）	松田 公德	本人	
15		交通政策総室長	古庄 修治	久保田課長補佐	代理出席
16		都市政策課長	肝付 幸治	本人	
17		建築指導課長	下田 誠至	小山課長補佐	代理出席
18		開発景観課長	宮本 肇	川崎係長	代理出席
19	土木管理課長	岡田 啓典	廣瀬主査	代理出席	

市の意見案と考え方

新設

1. 店舗名称：ダイレックス熊本店
2. 所在地：熊本市東区長嶺南四丁目2178番35 外6筆
3. 届出内容：新設
 - (1) 設置者：ダイレックス株式会社（佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地）
 - (2) 小売業者：ダイレックス株式会社、その他未定
 - (3) 新設年月日：平成25年11月8日（開店希望日）
 - (4) 店舗面積：2,025㎡
 - (5) 駐車場台数：90台
 - (6) 駐輪場台数：30台
 - (7) 荷さばき施設面積：78㎡
 - (8) 廃棄物保管施設容量：20㎡
 - (9) 営業時間：9:00～22:00
 - (10) 駐車場利用可能時間帯：8:30～22:30
 - (11) 駐車場の出入口の数：3箇所
 - (12) 荷さばき可能時間帯：6:00～22:00

	届出日	縦覧期間	市意見通知期限
4. 手続状況：	平成25年4月17日	平成25年4月30日～平成25年8月30日	平成25年12月17日

5. 意見等： ○…あり ×…なし	住民等	学識経験者 (内野名誉教授)	学識経験者 (荒井教授)	学識経験者 (磯田教授)		
	×	×	×	○		
	県商工振興金融課	県警交通規制課	危機管理防災総室	市民協働課	青少年育成課	
	×	○	×	×	○	
	環境政策課	緑保全課	水保全課	ごみ減量推進課	商工振興課	
	○	○	×	○	○	
	交通政策総室	都市政策課	建築指導課	開発景観課	土木管理課	
	○	×	×	×	○	

6. 関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱

I. 設置者、建物等の概要 【意見等なし】

II. 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1. 駐車需要の充足等

1	担当課	学識経験者（磯田教授）
	指摘内容	【項目No.2関連】 B棟の車いす用の駐車場はなしとのことですが、必要ではと思います。緑化ブロックの関係で外されたとのことですが、再考をお願いできればと思います。
	設置者回答	B棟に設置を予定していた車いす用駐車場は、緑化ブロックを行う駐車枠に配置すべく計画しておりましたが、当該駐車枠には凹凸面があり、転倒等の恐れがあるとのこと意見を踏まえ見直しを検討いたしました。又、緑地についても代替地を検討した結果、B棟には車いす用駐車場を設置しない方向で見直したところですが、車いす用駐車場については、当該駐車場規模において2台確保していれば充足できるものと考えており、又、B棟を利用されるお客様については、A棟入口付近に設置する介添えサービス用インターフォンで係員をおよび頂き、車いす利用者の利便性の確保に努めます。
	取扱	留意事項として付記 →（2）として付記

2	担当課	土木管理課（東部土木センター）
	指摘内容	【項目No.3(2)関連】 出入口の変更等、県道の構造を変更する場合は、事前に道路工事施行承認申請を行ってください。 (理由) 道路法第24条に基づき申請が必要であるため。 (詳細については東部土木センター総務課・維持課との打ち合わせをお願いいたします。)
	設置者回答	県道の構造等を変更する際には、事前に東部土木センター総務課と協議を行い、道路法24条に基づき申請を行います。
	取扱	記載しない

3	担当課	交通政策総室
	指摘内容	【項目No.3(2)関連】 バスの定時運行に支障がないように十分配慮していただきたい。 (理由) 特に福祉センターグラウンド前バス停と出入口が近接している為、入庫待ち等の影響が大きい為。
	設置者回答	オープン時や繁忙期など、多くの来店車両が見込まれ周辺道路に渋滞等の発生が懸念される際には、駐車場出入口や交通誘導上重要な箇所に交通整理員を配置して円滑な交通流を確保するなど、バスの定時運行に支障がないよう配慮いたします。
	取扱	留意事項として付記 →（1）として付記

